

医療技術の評価・再評価に係る評価体制及び方法について（事務局2次案）

医療技術評価・再評価に関して、平成16-17年度は以下の要領で行うこととする。

1. 提出権限者

- ・ 評価希望書の提出権限を有する者は、日本医学会分科会、内保連、外保連の何れかに属する学会（計158学会）の代表者とする。

2. 提出方法

- ・ 各学会が厚生労働省に直接提出する。なお、内保連、外保連に属する学会においては、原則内保連、外保連を通じて提出することとする。

3. 評価方法

- ・ 評価は2段階で実施する。
  - （1次評価）臨床医を中心としたワーキンググループを別途設置し、専門的観点から当該技術に係る評価を実施。
  - （2次評価）1次評価結果において高く評価された一定数以上の技術を対象に、評価分科会全体会合において、より幅広い観点から評価を実施。
- ・ なお、評価希望書の評価に係る審議は、中立性を保つ観点から原則非公開とする。

4. 評価結果の取扱

- ・ 評価結果は中央社会保険医療協議会基本問題小委員会に報告する。
- ・ 評価希望書提出者への評価結果の通知については今後の検討課題とする。

5. 実施スケジュール

平成16年11月頃 希望書配布、提出受付開始  
平成17年 6月頃 提出締切  
平成17年 8月頃 1次評価終了  
秋頃 2次評価終了